

特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長野県内の女子サッカーの普及・育成・定着を目指し、女子サッカーの発展と、スポーツを通じて心身の健全な発達と豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 女子サッカーの普及と育成
 - ② 女子サッカーチームの運営
 - ③ 奉仕活動
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決

することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	吉田恵美子
副理事長	藤澤麻貴
	近藤孝徳
	小松深雪
理事	種山勝也
	小林雅範
	浅井秀志
	山口由香
	有賀由理子
	田中 舞
	大和亜矢子
	勝見智佳子
監事	石田義雄
	宮下宗盛

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から25年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から25年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 5,000円
- (2) 正会員会費 18,000円(1年間)
- (3) 個人賛助会員入会金 0円
- (4) 個人賛助会員会費 5,000円(1口)
- (5) 団体賛助会員入会金 0円
- (6) 団体賛助会員会費 10,000円(1口)

特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト
入会金及び会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト（以下「本法人」という。）定款第8条の規定に基づく会員の入会金及び会費等について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 本法人に入会を承認された者は、次の各号の区分により入会金を納入しなければならない。ただし、休会届を提出し理事会の承認を受けたものが再入会する場合の入会金、及び公益財団法人日本サッカー協会のクラブ申請による団体に所属する会員の、スクール会員入会金は免除する。

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 正会員として入会した個人 | 5,000円 |
| (2) スクール会員として入会した個人 | 1,000円 |

(会費)

第3条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により会費を毎年納入しなければならない。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 正会員として入会した個人 | 3,000円（1ヶ月あたり） |
| (2) スクール会員として入会した個人 | 500円（1回あたり） |
| (3) 賛助会員として入会した個人 | 一口5,000円（一口以上） |
| (4) 賛助会員として入会した団体 | 一口10,000円（一口以上） |

(管理費)

第4条 正会員は、日本サッカー協会選手登録料及びスポーツ安全協会のスポーツ保険料、これに付随する手数料を別表1のとおり管理費として毎年納入しなければならない。

スクール会員は、スポーツ安全協会のスポーツ保険料、これに付随する手数料を別表1のとおり管理費として毎年納入しなければならない。

(会費の減免)

第5条 正会員の内、会費の減免申請により理事会で承認を受けた場合は以下の会費を納入することができる。

- (1) 減免申請条件
 - ① 住所が松本市より40キロ以上の遠隔地であり、平日練習の参加が困難であること。
 - ② フェスティバル等、普及活動に協力できること。
 - ③ 個人賛助会員として入会すること。
- (2) 減免の申請は、毎年、様式5の会費の減免申請書を理事長に提出する。
- (3) 会費の減免額 1,500円（1ヶ月あたり）

(規則の改正)

第6条 本規則の改廃は、総会の議決を経て、これを行う。

附 則

- 1 この規則は平成25年4月1日より施行する。

特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、理事長が特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト(以下「本法人」という。)定款第54条の規定に基づき、本法人の組織及び運営等に関する基本原則を定める。

(加盟)

第2条 本法人は、長野県内の女子サッカーを牽引する団体として、社団法人長野県サッカー協会(以下「長野県サッカー協会」という)、公益財団法人日本サッカー協会(以下「日本サッカー協会」という。)並びに松本市サッカー協会に加盟する。

(遵守義務)

第3条 本法人の会員は、日本サッカー協会の寄附行為、基本規程及び本法人の定款、本規則及びこれに付随する諸規定を遵守する義務を負うものとする。

第2章 役員

(理事の選出)

第4条 役員は、別に定める規定に基づき総会において選出する。

第3章 組織

(設置等)

第5条 本法人の事業遂行のため、次の部会および事務局を置く。

- (1)事業部
- (2)チーム運営部
- (3)指導部
- (4)普及部
- (5)事務局

2 前項各号の部会の主たる業務は次のとおりとする。

- (1) 事業部
 - ①スポンサーに関すること。
 - ②広報に関すること。
 - ③新規事業に関すること。
 - ④他団体との協同に関すること。
- (2) チーム運営部
 - ①大会運営に関すること。
 - ②月度運営に関すること。
 - ③年度運営に関すること。
- (3) 指導部
 - ①選手育成指導に関すること。
- (4) 普及部
 - ①普及活動に関すること。
- (5) 事務局
 - ①各部会の企画運営に関すること。
 - ②理事会等本法人諸会議に関すること。
 - ③活動予算及び決算に関すること
 - ④定款及び諸規則に関すること。
 - ⑤広報に関すること。

3 第1項に規定する部会に含まれない業務の必要が生じた場合には理事会の議決に基づいて行うものとする。

4 部会を統括するため、ゼネラル・マネージャーを置く

(組織及び部員)

第6条 部会は、それぞれ部長及び部員をもって構成する。

- 2 部長は理事が就任する。
- 3 部員の任期は部長のそれと同じとする。

(部員の選出)

第7条 部長は別に定める規定に基づき部員を選出し、理事会の承認を受ける。

(部員の任務)

第8条 部員は事務会務の実施運営に当たる。

(部会の開催)

第9条 部会は随時必要に応じて開き、必要業務を遂行する。

附則

- 1 この規則は平成25年1月13日より施行する。
- 2 この規則は平成27年4月1日より施行する。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、次の各号を審議し、議決する。

- (1)事業報告
 - (2)活動決算報告
 - (3)監査報告
 - (4)事業計画
 - (5)活動予算計画
 - (6)定款の改廃
 - (7)役員を選任
 - (8)その他
- 2 役員は総会に出席し、総会の諮問に答えなければならない。
 - 3 18歳以下の会員の表決権は、定款第28条の規定のほか、保護者の同意を得ることとする。
 - 4 正会員の保護者は総会に出席し、正会員とともに表決できる。
 - 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員とその保護者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

第5章 理事会

(理事会)

第11条 理事会は、次の各号を審議し承認する。また監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

- (1)総会へ提出する次の案件
 - ア 事業報告
 - イ 活動決算報告

- ウ 監査報告
- エ 事業計画
- オ 活動予算計画
- カ 定款の改廃
- キ その他

- (2)事業計画に基づく運営上の具体的事項の審議
- (3)理事会に付託された事項の審議
- (4)規則等の改廃
- (5)その他

第6章 資産及び会計

(運営経費)

第12条 本法人の運営経費は定款第38条で定めるものを充てる。

(資産の管理)

第13条 定款第40条に定める資産管理方法は次のとおりとする。

- (1)基本財産は、確実な銀行等の定期預金として保管する。
- (2)運用財産のうち、現金は確実な銀行等に預け入れる。
- (3)収支については、その都度伝票を起票し、会計帳簿等に記載する。

(監査)

第14条 本法人の会計は総会前に監査を受け、その結果を総会に報告し承認を受ける。

(標章)

第15条 本法人のロゴマークとエンブレムは本法人の標章とし、別紙図面のとおりにする。

(標章の使用制限)

第16条 本法人の表彰は、本法人の事前の承認を得ない限り記章その他の意匠として使用することはできない。
標章を意匠として使用することを希望する者は、本法人に対しその使用目的、図案、使用範囲及び製作個数を明記した承認申請書を提出し、理事会の承認をえなければならない。

(規則の改正)

第17条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て、これを行う。

附 則

- 1 この規則は平成25年1月13日より施行する。
- 2 第12条第2項及び第13条の規定にかかわらず、既に設立されているものについては、その規定は、理事会の承認を得たものとする。

附 則

- 1 この規則は平成25年5月18日より施行する

2025年度 年間スケジュール表

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1 火		1 木	19:00 FBC	1 日		1 火		1 金		1 月	19:00 高綱中
2 水	off	2 金		2 月	19:00 高綱中	2 水	19:00 高綱中	2 土	15:00 高綱中	2 火	
3 木	19:00 FBC	3 土	マガジン杯 菅平	3 火		3 木		3 日	皇后杯決勝 アルウィン	3 水	19:00 高綱中
4 金		4 日	マガジン杯 菅平	4 水	19:00 高綱中	4 金		4 月	19:00 高綱中	4 木	
5 土	15:00 高綱中	5 月	マガジン杯 菅平	5 木	19:00 FBC	5 土	15:00 高綱中	5 火		5 金	
6 日	U18① VSセレジェイラ 富竹	6 火		6 金		6 日		6 水	19:00 高綱中	6 土	15:00 高綱中
7 月	19:00 高綱中	7 水	off	7 土	15:00 高綱中	7 月	19:00 扇子田アリーナ	7 木	19:00 FBC	7 日	
8 火		8 木		8 日	U18⑤ VS合同 富竹	8 火		8 金		8 月	19:00 高綱中
9 水	19:00 高綱中	9 金		9 月	19:00 高綱中	9 水	19:00 高綱中	9 土	15:00 高綱中	9 火	
10 木		10 土	15:00 高綱中	10 火		10 木		10 日		10 水	19:00 高綱中
11 金		11 日		11 水	19:00 高綱中	11 金		11 月		11 木	19:00 FBC
12 土	15:00 高綱中	12 月	19:00 高綱中	12 木		12 土	15:00 高綱中	12 火		12 金	
13 日	U15① VSLゼルアンテ 富竹	13 火		13 金		13 日	県リーグ⑤ VS山雅 中スポ	13 水		13 土	15:00 高綱中
14 月	19:00 高綱中	14 水	19:00 高綱中	14 土	15:00 高綱中	14 月	19:00 扇子田アリーナ	14 木		14 日	県リーグ⑦ VSアンテ大町 松本広域
15 火		15 木	19:00 FBC	15 日	U15⑤ VSタフィタフィリア 富竹	15 火		15 金	シュロス主催交流戦(予定)	15 月	
16 水	19:00 高綱中	16 金		16 月	19:00 扇子田アリーナ	16 水	19:00 高綱中	16 土	シュロス主催交流戦(予定)	16 火	
17 木		17 土	U15③ VSセレジェイラ サンコーGF	17 火		17 木		17 日		17 水	19:00 高綱中
18 金		18 日	U18④ VSセレジェイラ2nd 富竹	18 水	19:00 高綱中	18 金		18 月	19:00 高綱中	18 木	
19 土	15:00 高綱中	19 月	19:00 高綱中	19 木	19:00 FBC	19 土	皇后杯1回戦 広域orサンコーGF	19 火		19 金	
20 日	U18② VSLゼルアンテ 富竹	20 火		20 金		20 日		20 水	19:00 高綱中	20 土	15:00 高綱中
21 月	19:00 高綱中	21 水	19:00 高綱中	21 土	17:00 扇子田アリーナ	21 月	皇后杯2回戦 広域	21 木	19:00 FBC	21 日	U15選手権 1回戦 広域
22 火		22 木		22 日	県リーグ③ VS信州大 サンコーGF	22 火		22 金		22 月	19:00 高綱中
23 水	19:00 高綱中	23 金		23 月	19:00 扇子田アリーナ	23 水	19:00 高綱中	23 土	15:00 FBC	23 火	
24 木	19:00 FBC	24 土	15:00 高綱中	24 火		24 木	19:00 FBC	24 日	県リーグ⑥ VSセレジェイラ 中スポ	24 水	19:00 高綱中
25 金		25 日	県リーグ② VS飯田 高森	25 水	19:00 高綱中	25 金		25 月	19:00 高綱中	25 木	19:00 FBC
26 土	15:00 高綱中	26 月	19:00 高綱中	26 木		26 土	15:00 高綱中	26 火		26 金	
27 日		27 火		27 金		27 日	U18⑥ VS佐久 富竹G	27 水	19:00 高綱中	27 土	15:00 高綱中
28 月	19:00 高綱中	28 水	19:00 高綱中	28 土	U15リーグ⑥ VSセレジェイラ 富竹	28 月	19:00 高綱中	28 木		28 日	U15選手権 2回戦 広域
29 火	U15② VSタフィタフィリア 富竹	29 木	19:00 FBC	29 日	県リーグ④ VS東海2nd 中スポ	29 火		29 金		29 月	19:00 高綱中
30 水	19:00 高綱中	30 金		30 月	19:00 扇子田アリーナ	30 水	19:00 高綱中	30 土	15:00 高綱中	30 火	
		31 土	U15④ VSLゼルアンテ 富竹			31 木		31 日			

2025年度 年間スケジュール表

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1 水	19:00 高綱中	1 土		1 月		1 木		1 日		1 日	
2 木	19:00 FBC	2 日		2 火		2 金		2 月		2 月	
3 金		3 月		3 水		3 土		3 火		3 火	
4 土	15:00 高綱中	4 火		4 木		4 日		4 水		4 水	
5 日	U15選手権 決勝 アルウィン	5 水		5 金		5 月		5 木		5 木	
6 月	19:00 高綱中	6 木		6 土		6 火		6 金		6 金	
7 火		7 金		7 日	県リーグ PO 中スポ	7 水		7 土		7 土	
8 水	19:00 高綱中	8 土	U15北信越CL候補日(サンヨーGF)	8 月		8 木		8 日		8 日	
9 木	19:00 FBC	9 日	県リーグ PO 中スポ	9 火		9 金		9 月		9 月	
10 金		10 月		10 水		10 土		10 火		10 火	
11 土	15:00 高綱中	11 火		11 木		11 日		11 水		11 水	
12 日		12 水		12 金		12 月		12 木		12 木	
13 月		13 木		13 土		13 火		13 金		13 金	
14 火		14 金		14 日		14 水		14 土	シュロス主催フェスティバル(やまびこD)	14 土	
15 水	未定(高綱中利用不可)	15 土		15 月		15 木		15 日		15 日	
16 木	19:00 FBC	16 日		16 火		16 金		16 月		16 月	
17 金		17 月		17 水		17 土		17 火		17 火	
18 土	未定(高綱中利用不可)	18 火		18 木		18 日		18 水		18 水	
19 日	県リーグ⑨ VS箕輪 中スポ	19 水		19 金		19 月		19 木		19 木	
20 月	未定(高綱中利用不可)	20 木		20 土		20 火		20 金		20 金	
21 火		21 金		21 日		21 水		21 土		21 土	
22 水	未定(高綱中利用不可)	22 土		22 月		22 木		22 日		22 日	
23 木	19:00 FBC	23 日	U15北信越CL候補日(サンヨーGF)	23 火		23 金		23 月		23 月	
24 金		24 月		24 水		24 土		24 火		24 火	
25 土	15:00 高綱中	25 火		25 木		25 日		25 水		25 水	
26 日		26 水		26 金		26 月		26 木		26 木	
27 月	19:00 高綱中	27 木		27 土		27 火		27 金		27 金	
28 火		28 金		28 日		28 水		28 土		28 土	
29 水	19:00 高綱中	29 土		29 月		29 木				29 日	
30 木		30 日		30 火		30 金				30 月	
31 金				31 水		31 土				31 火	